

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684</a>

愛知十項目

⑤

愛知十項目

⑤

( 請求の範囲 )

印部分訂正申し出  
ありたい。

DR  
48

四月二十日 血紙 沖將 連記録原稿

上原委員

時由のわがしかりませんから、二点だけ  
め、お尋ねしたいのですが、オーストリア上院委員の  
方々からもういろいろ請求権問題が出されて、  
非常に強い要求があり、御意見が出てあります  
し、それだけ国民の問題に対する関心の深ま  
高まっているものか、御理解いたされるかと、思  
うのですが、それ、私もいさよ、これをどう  
お尋ねしたいので、準備をいま進めてあるわけ  
ですが、先ほどアメリカ局長の御答弁が  
いろいろあったのですが、具体的に  
お伺いして、いよいよ沖繩返還協定その他

外務省

2

南連法安を審議する過程で、通称  
愛知十項目といわれ、これは、請求権の  
出、あつたと思っております。  
その愛知十項目は、それ、具体的にどう  
処理したいというところ、項目ごとには、御説明  
いたされたのですが、先ほどは何か、軍用地問題  
に、南のこの処理をする、日米間で話し合  
い、このように印象を受けたのでは  
沖縄国会を通じて議論をされた愛知十項目  
というものが、具体的に処理というの  
は、どうなっているのか、御答弁を  
求めます。い、私の方から申し  
上げますから、どういふふうにして  
いるのか

外務省

説明していただきました。  
 一は 講和前の人身損害に  
 関するものは、講和前の補償から漏れた  
 ものの取り扱ひをすね、  
 二は とうなごころのか。  
 二点目の 軍用地復元補償との関係  
 あるいは 合意議事録四条に關する面、  
 従来の布令二十号との関係、協定四条  
 三項との関係があると因心うのびす。  
 三点目の 米軍による漁業操業の制限  
 に伴う損失の補償、二は 先ほど  
 西鉄さんのほうから 具体例を出したの  
 ですが、これは米側が処理するののか、

あるいは 米側が却下したものに  
 日本側が どう 処理していくのか、一つ一つ  
 具體的に あげていただかないと わかりません  
 ので、ぜひ 教えていただきたいのびす。  
 四点目の 軍用地の接收に伴う 通損  
 補償の問題、五点目の 軍用地借賃増額  
 請求、二はも ほとんど 却下さかこいる。  
 六点目の 米軍による 入会制限に伴う  
 損失の補償は、二は もう 全然政府  
 の見解というものが 出さかこないんびす。  
 七点目の 講和後の 人身損害に關する  
 復帰前の扱ひは 一体 どうするののか。  
 七点目の 講和後の 人身損害に關する

補償、一はも協定の四条二項、合意議事録との関係があります。

八番目に 一は地補償の件、二は一応調査費とかさういふものは出ているんですが、一は地補償については 具体的に進んでいないと思ふのですね。 一は取り扱いは 一は外務省、施設庁は とうなま、二はいるが。

九番目に 海没地の補償問題、一は米側側がやるが 日本側がやるかですか、二は十番目に 基地公害に類する補償ということ。

二は 一はゆる 沖縄返還協定、沖縄国会

で論議をされた請求権問題との関連はあり、 為交知さん、当時外務大臣御自身か、沖縄の請求権を類別すると、こういふものもろものか、あるんだという議論があったと思ふのですね。

一は 一は私かあがた事柄について 現段階で処理されているもの、アメリカ側と話し合っているもの、二は 日本側が処理すべきもの、三はアメリカ側が処理すべきもの、四はとめて答へていないと思ふのですね。



大河原(良)政府委員  
 十項目につきまして御質問がござい  
 ました。そのうちアメリカの領土  
 対米交渉を必西女とする問題につきま  
 して御答弁申し上げたいと思っております。  
 まず、講和前の人身補償につきまして  
 以下、外国人の請求に因する米国の法律  
 に該当する請求権ということでは、  
 これは復帰前に引き続きまして  
 沖縄各軍の被爆者、被爆者請求  
 委員会によつて処理されることにな  
 ります。  
 軍用地復元補償の問題につきましては

四条二項にかかりますものと(四条三項は  
 ありかりますものと)ございまして、  
 四条三項にかかわるもの(つまりは、  
 昨年9月に米側から沖縄県知事  
 に対し、請求権の要求方要請が  
 ございまして、一応に基本がござい  
 ます。知事から米側に対しまして  
 十一月に西女被爆者に対する提  
 示がございまして、承知いたして  
 あります。  
 米軍による漁業補償の  
 問題は、つまりは四条二項の  
 問題は、これは旧琉球列島土地  
 裁判所の管轄に属する問題でござい

申し、この請求権は、つまりこれは  
 復帰により中断することなく土地裁判所の  
 後任機関により処理されることとなる  
 おります。けれども、まことに残念なことに、  
 この土地裁判所の後任機関の発足が  
 おくれでありまして、先ほど別の議の日に  
 答弁申し上げましたように、この後任機関  
 の発足方を、申すに、米側は強く西女請  
 いたしとありまして、近々二かか発足で  
 おります。これを期待いたしとあります。  
 借賃、通損補償並びに入会権の  
 問題、それから、この土地の問題、この  
 (つまり)は、事実関係の調査を南係

国内官庁に急いでいるというふうな承知  
 しております。  
 まず、海没地につきましては、那西勸軍港  
 関係のものに、つまりして復帰前、五月十日  
 に、等積交換という、かつ二つで、当該南  
 係、特に代替地の提供という措置が  
 とりやめられて、ございまして、その後また  
 新しい海没地の問題が、出てありますので、  
 つまの問題は、つまり、南係当局におい  
 て検討をいたたいとある、こういうふう  
 考えとあるわけに、ございします。



上原議員  
 いま 漏れちたのも あるんじやうか、要するに  
 こゝをけ 多くの 未処理の請求権が  
 残されて いるわけじやうか。  
 ですから、大層、目付附いてあつても(南)  
 かつ いたたきたいんじやうか、もう 沖縄が  
 返還(還)されて 一年近くなるわけじやうか。  
 特に 軍用地の問題、基地の問題から  
 起すま、いわけする アメリカの 施政権下は  
 おいこの 対日講和条約で、そこまゝに 議論  
 ありませんか、当然 アメリカ側 があるべきか  
 あるいは やらないもんじやうか、日本政府が  
 やるべきかと思ふじやうか。

さういふ 議論はもう 一歩まゝに 何回か  
 かつ した わけじやうか。先ほど (田場)さん  
 かつ した ように、必西女なもんじやうか、  
 法律行為 じやうか、というこゝは 佐藤  
 前総理 自体が言つて ありますよ。  
 会議録 を 見ても。  
 そのことか 現段階まで 処理されて いない  
 という ことに 対する 関係者 国民の 不満という  
 もの、これは 根強い ものがある。  
 それか、さういふものは、やはり 政治不信になり  
 政府不信 になつて くるわけじやうか、外交  
 交渉 があると 同時に 政府内部で  
 処理 された は、いかない問題 じやうか、

大臣の決意の旨を、世に明らかにして  
いたるべきかと思ふのである。

大平國務大臣

先づ甲乙も 西條先生、國場先生の  
お答へをいたして、了とあり、いま日米間  
で、合意を見せしめ、それが 實際的であ  
り、現実的であるという 配慮のもとに  
了らされた手順を、まゝ 通して いたるま  
たいと思ふのである。

それゆへ、たいへん おつかい であるようであ  
り、早急な 返答を、早急な 返答を、早急な  
返答を、早急な 返答を、早急な 返答を、早急な

それを通し、いたるまじい、それゆへ  
了らされた手順を、まゝ 通して いたるま  
たいと思ふのである。

それゆへ、たいへん おつかい であるようであ  
り、早急な 返答を、早急な 返答を、早急な  
返答を、早急な 返答を、早急な 返答を、早急な

15

上原委員の意見

約原の研 海 27 すから もり 是り ない 27  
け 4 27 27 一 取 た 4 27 . . . . .

外務省

請求権

48.6.22 手紙1通

項目	内容	分類	処理	調
1. 講和前人身損害補償		平和条約19条(放棄)	国内処理(手紙) (施設済)	
2. 講和後人身損害		協定4条2項。合意議事録(3) (外国人損害賠償法)	右三津線各軍の「外国損害賠償請求委員会」(Foreign Claims Commission)。	
3. 軍用地復元補償 (イ) 講和前 (ロ) 講和後補償 (ハ) 講和後	1950.7.1前補償。1944.6.30前解放。 " " " " 後解放。 1950.7.1後補償。	布令60号。 協定4条3項。 布令20号 → 協定4条2項。合意議事録(1)。	米側之見舞金払済。 米陸軍工兵隊。南方戦区で1550万トンの相当申請が出ている。 (施設区域として提供されているものについては施設済)	施設済
4. 漁業補償		協定4条2項。合意議事録(1)。	土地裁判前後任職向 → 土地請求権審判委員長 48年5月17日設立。(1948.5.17)	施設済
5. 入会権	軍用地立入り制限に伴う入会制限による損失。	現地法令等による補償手段の乏しは具体的な請求が米側当局に対して行われたいわゆる最終的には不明。 理論的には、布令1932項及び布令20号3項に該当する限り協定4条2項。合意議事録(1)。	実態調査中。 (理論的には) 土地請求権審判委員長。	施設済
6. 73水地	戦後米軍道路の新設に伴って、各地の所有地が整理される時、政府道及び市町道路として指定されたもの。	米側に直接の原因がなく国内の処理相手請求権ではない。	調査中。	訂案済 簿に調査済
7. 海沿地 (イ) 那覇管内 (ロ) その他		交換公文。 協定4条1項(放棄)	領事館(47年5月10日)処理済。 国内処理。	提供施設 済に して施設済

項目	内容	分類	処理	調査
8. 通損補償	軍用地の接收に伴う通常損喪。 ・残地補償。 ・水利権補償。 ・衛生権補償。 ・隣接権補償。	(イ) 講和前：平和条約19条(2)に規定（但し、残地補償、水利権補償は布告による補償の対象となる。） (ロ) 講和後：法令上の特典等（合意議定書(2)）。（但し、法令上の特典等）	国内処理。調査。（事実上の調査） (理論上の) 土地請求権意向書。	施行。

9. 陸軍工廠の形態変更

上野飛行場。  
 - 復旧の2年前返還。  
 1945年6月-8月の間に米軍が本土攻撃のため建設。戦後陸軍工廠使用。

平和条約19条(2)  
 又は協定の特典等。

上記陸軍工廠への申請1,550万平方メートルの中に含まれている。

後知10項目 (昭45.12.8.衆.沖特)	上原議員直向項目	分類 (協定4條2項の 対象となるは 本に講和後)	処理機関. 手続
1. 講和前人身損害 補償も	1. 講和前人身補償	平和条約19条之放棄	国内処理中. (施設方)
2. 軍用地復元補償	2. 講和後人身補償 (平和条約)	協定4条2項 合意議事録(3) (外国人損害賠償法)	在沖各軍の「外国損害賠償 請求委員会」(Foreign Claims Commission)
3. 米軍遺留等による 漁業補償	3. 基地復元補償 (1) 1950.7.1前接巻, 1961.6.30前解放. → 本60号.	4条3項	米側見舞金支払. 米陸軍工兵隊. 現在審査中.
4. 軍用地の接収による 生計通損補償	4. 漁業補償	協定4条2項 合意議事録(2)	土地裁判所後任機関. → 土地請求権 審判委員長 (Land Claims Commissioner) 48年5月17日設立.
5. 軍用地借地料増額 要請	5. 入念権	復旧前現地法令の規定不明. 本令19条2項及本令20条3項に該当 する限り協定4条2項. (合意議事録(2))	国内処理. 調査. → 土地裁判所機関. (事実訴訟等)
6. 軍用地立入り制限による 損失補償	6. 73ha地補償	本令19条2項に直接の原因が ない場合は処理はなし. 請求権行使.	国内処理. 施設. (必要ならば) 対策等による調査検討.
7. 講和後人身損害補償	7. 施設地補償 (1) 那覇軍港内 (2) 4ha地 (軍用地の接収に伴う)	交換公文 協定4条1項之放棄	復旧前処理方針. 国内処理. 調査.
8. 73ha地による 損失補償	8. 通損補償 (残存地権. 耕作地権 高産作補償. 水利権補償等)	(1) 講和後 (平和条約19条(a)). 但し, 残地補償. 水利権補償 時本令60号による補償の対象. (2) 講和後. → 法令上協定4条 2項 (但し法令上階年期間 a条1項4)	国内処理. 調査. (事実訴訟等)
9. 滅失地による 損失補償	9. 米軍上陸直後の 形状変更 (上野飛行場)	補償. 上記3.)	土地裁判所後任機関.
10. 基地流出口による 損失補償	(空)	(空)	(空)

<p>5. 軍用地借地料増額申請</p>	<p>5. 入合權</p>	<p>復帰前現地法令の規定不明。 布令9号2項及布令20号3項に該当 制限4条2項。(合議録12)</p>	<p>国内処理 調査。 → 土地裁判所機関。(事実訴訟等)</p>
<p>6. 軍用地立入制限に伴う入合制限による損失補償</p>	<p>6. 73ha地補償</p>	<p>手回しに直接の原因が ない国内処理に該当する。 請求手続は済む。</p>	<p>国内処理。 施行。 中野区は 対策等2号に調査費計上。</p>
<p>7. 講和後人身損害補償</p>	<p>7. 海没地補償 ① 那覇軍港内 ② 古久地 軍用地の指定(手回し)</p>	<p>交換公文 協定4条1項2放棄</p>	<p>復帰前処理済。 提供施設 国内処理。 調査。 不執行。</p>
<p>8. 73ha地1回補償</p>	<p>8. 通損補償 (残存権、持分権、高作権補償、水利権補償等)</p>	<p>① 講和後(平和条約19条a)。 但し、残地補償、水利権補償、 高作権補償は60号に該当する補償対象。 ② 講和後 → 法令上追加4条 (但し法令上階年期間 a迄はa4)</p>	<p>国内処理。 調査。 (事実訴訟等) 0</p>
<p>9. 滅失地1回補償</p>	<p>9. 手回し後直後の 形状変更(上野飛行場)</p>	<p>① 復讐補償(記3) ② 平和条約19条a)。 1550万/haの中12 入2.00</p>	<p>土地裁判所後任機関。</p>

復帰前設置  
20年6月以降既成  
施設用途に建設。  
海兵隊使用。